

■スウィング規定

1 スウィングの取扱い

- (1) スウィング（以下「このサービス」といいます。）は、あらかじめ指定された通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限り、以下同じとします。）の間に、あらかじめ預金者が指定する日に又は貯金の残高若しくは貯金の状況に応じて、所定の金額又は所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いです。
- (2) このサービスにおける通常貯金及び通常貯蓄貯金の預金者名義並びに振替貯金の加入者名義は同一に限ります。

2 利用の申込み

- (1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に提出してください。
- (2) 通常貯金又は通常貯蓄貯金及び振替貯金の間のこのサービス（第5条、第7条及び第8条第1項において「オートスウィング」といいます。）の利用の申込みは、総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項の加入の申込みの際に申し込まれたものとして取り扱います。

3 順スウィング

- (1) 順スウィングは、通常貯金から所定の金額を払い戻し、その金額をあらかじめ指定された通常貯蓄貯金に、預金者が指定する日（以下「指定振替日」といいます。）に振替を行います。
- (2) 順スウィングを行うことにより、通常貯金の現在高が預金者の指定する金額（10万円以上の金額とし、1万円未満の端数を付けることはできません。第4項及び第7条において「振替基準残高」といいます。）に満たなくなるとき又は通常貯蓄貯金の現在高に振替を行うべき金額を加えてもなおその合計額が10万円に満たないときはこの取扱いはいたしません。
- (3) 順スウィングの指定振替日は、毎月3回以内で預金者が指定する日とします。
- (4) 順スウィングの金額は、1万円以上で預金者が指定する金額（毎回同額とし、1万円未満の端数を付けることはできません。）又は通常貯金の現在高から振替基準残高を差し引いた金額とします。

4 逆スウィング

- (1) 逆スウィングは、通常貯蓄貯金から所定の金額を払い戻し、その金額をあらかじめ指定された通常貯金に、指定振替日に振替を行います。
- (2) 逆スウィングを行うことにより、通常貯蓄貯金の現在高が10万円に満たなくなると

きはこの取扱いはいたしません。

(3) 逆スウィングの指定振替日は、毎月1回で預金者が指定する日とします。

(4) 逆スウィングの金額は、1万円以上で預金者が指定する金額（毎回同額とし、1万円未満の端数を付けることはできません。）とします。

5 オートスウィング

(1) オートスウィングは、次の場合に通常貯金又は通常貯蓄貯金及び振替貯金の間で振替を行います。

① 通常貯金又は通常貯蓄貯金から振替貯金への振替

A 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高がオートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項により預金者があらかじめ指定した金額をいいます。この条において同じとします。）を超えた場合（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係る預入並びにこの項②B及び次項④に基づく取扱いによってオートスウィング基準額を超えたときを除きます。）

B 振替貯金の現在高が電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額（預金者において電信振替、振込又は払出しの料金を負担する場合には、当該料金の額を含みます。）に満たない場合

② 振替貯金から通常貯金又は通常貯蓄貯金への振替

A 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高がオートスウィング基準額を下回った場合（この項①B及び次項②に基づく取扱いによって下回った場合を除きます。）

B 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高（通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る通常貯金又は通常貯蓄貯金（当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下このBにおいて「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過しないもの）に限ります。以下このB及び次項①において「証券等による預入に係る貯金」といいます。）の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額。以下この②C並びに次項④及び⑤において同じとします。）が払戻し（この項①B及び次項②に基づく取扱いに係る払戻しを除きます。）の請求金額に満たない場合

C 通常貯金の現在高が払戻しの請求金額に満たない場合

(2) オートスウィングによる振替の金額は、次のとおりとします。

① 前項①Aの場合

オートスウィング基準額を超える額（証券等による預入に係る貯金の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額）に相当する金額

② 前項①Bの場合

電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額と振替貯金の現在高との差額に相当

する金額

③ 前項②Aの場合

オートスウィング基準額と通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たないときは、当該貯金の現在高に相当する金額）

④ 前項②Bの場合

通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高と払戻しの請求金額との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たない場合で、かつ、総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係る取扱いを行うことが可能な最高額と当該振替貯金の現在高に相当する金額との合計額が、当該差額に相当する金額以上の場合は、当該振替貯金の現在高に相当する金額）

⑤ 前項②Cの場合

通常貯金の現在高と払戻しの請求金額との差額に相当する金額

6 払戻し等の特例

このサービスにおける通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の払戻し又は振替貯金の払出しについては、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。

7 取扱内容の変更

このサービス（オートスウィングを除きます。）における指定振替日、振替基準残高又はスウィングの金額を変更しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて本支店等に届け出てください。

8 取扱いの廃止等

(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて本支店等に届け出てください。ただし、オートスウィングの廃止は、総合口座取引規定第22条（総合サービスの廃止）第1項の廃止の届出（同条第2項において廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みません。）をもって、廃止の届出がされたものとして取り扱います。

(2) このサービスに係る通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替貯金について、次に掲げる場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。

① 全部払戻しの請求があったとき

② 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで、通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により全部払戻し又は解約とされたとき

③ 当行所定の取扱いがあったとき

(3) このサービスに係る通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで、通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第

5項により取扱いが停止されたときは、当該停止されている期間中、このサービスについても停止するものとします。

9 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」及び「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

10 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上